

「南島原市行革大綱（原案）及び集中改革プラン（原案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成19年2月1日(木) ～ 平成19年2月23日(金)

2. 意見等提出状況

(1) 行革大綱（原案）

- ①応募者数 2名
- ②意見等件数 17件

(2) 集中改革プラン（原案）

- ①応募者数 1名
- ②意見等件数 6件

3. 意見等への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数	
		行革大綱 （原案）	集中改革 プラン （原案）
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	0	0
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	0	3
C	既に記載済み・対応済みのもの	4	2
D	反映が困難なもの	3	0
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	10	1

4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方

(1) 行革大綱（原案）

別紙「4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方（行革大綱）」のとおり

(2) 集中改革プラン（原案）

別紙「4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方（集中改革プラン）」のとおり

4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方(行革大綱)

NO	計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
(Ⅱ 行政改革の重点項目)				
1	1. 機構・組織の見直し	将来的には道州制が導入されることも考え、本庁舎建設は考えず、現有施設の有効活用により、組織の効率化を図るべきである。	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「2. 機構組織の再編、整備」(1)本庁舎方式に向けた分庁方式の見直しにも記載しているとおり、本庁機能の効率化を図るため、本庁の集約化を図るとともに、本庁機能を強化します。また、本庁の集約にあたっては、当分の間、既存の庁舎、施設を有効に活用したいと考えています。	C
2	2. 職員の定員と給与等の適正化	時代の流れは「官」から「民」の流れになっています。組織のスリム化は必要でしょう。職員だけではなく、議員定数削減も平行して議論しなければ職員や市民の理解は得られない。私案は議員定数20名が良いと思います。	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「1. 行政の担うべき役割の重点化」及び「3. 定員管理及び給与等の適正化」にも記載しているとおり、民間委託等の推進、定員管理、給与等の適正化を進めていきたいと考えています。 また、議員定数削減については、議会の判断でなされるものと考えます。	C・D
3	3. 事務事業の見直しとコスト削減	効率化と歳出削減を大いに期待しています。	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「7. 財政健全化」にも記載しているとおり、今後、市民の皆さんと行政が一体となり、財政健全化に取り組んでいきたいと考えていますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。	E
4	4. 公営施設の民営化と統廃合の推進	「官」から「民」が望ましい。その過程は公平公正であるべきである。	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「1. 行政の担うべき役割の重点化」(1)民間委託等の推進にも記載しているとおり、特定の業務を除き、民間で運営できるものについては、民営化を前提にその運営方法の見直しを図ります。 また、「5. 公正の確保と透明性の向上」にも記載しているとおり、今後も公平性の確保に努めたいと考えています。	C

4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方(行革大綱)

NO	計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
5	4. 公営施設の 民営化と統 廃合の推進	口之津町の状況を参考に他の町も小学校の統合 を実現してはどうか。	地域の実情や教育環境などを十分に把握する必要が あります。また、統合する場合には、新校舎を建設しな ければならない場合もあることから、財政面を考え、今回 の行革大綱(案)には掲載していません。今後の財政状 況なども踏まえながら、大綱見直しの際には参考にさせ ていただきます。	D
6	4. 公営施設の 民営化と統 廃合の推進	小学校の統合による空き建造物の再利用 ①老人ホーム等の福祉施設としての再利用 ②団塊世代のUターン者向けのアパートとしての 再利用	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「7. 財政健全化」にも記載しているとおり、今後、自主財 源の確保と遊休資産の活用に努めたいと考えていま す。 また、実施の際の参考にさせていただきます。	B
7	4. 公営施設の 民営化と統 廃合の推進	南有馬商業高校跡の活用を早期に検討願いた い。	南有馬商業高校は県の施設です。 本市では施設の活用方法について検討しているところ であり、具体的な活用方法がある場合には、県に払下げ の申出をしたいと考えています。	E
8	4. 公営施設の 民営化と統 廃合の推進	空き庁舎等の再利用の早期検討	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「7. 財政健全化」にも記載しているとおり、今後、自主財 源の確保と遊休資産の活用に努めたいと考えていま す。	E
(Ⅲ行政改革への具体的な取り組み)				
9	5. 公正の確 保と透明性の 向上	この行革大綱には「情報公開の開示」の項目が必 要であり、市民が誰でもいつでもその過程が閲覧 できるように透明性を確保すべきだと思います。	行革大綱(案)「Ⅲ行政改革への具体的な取り組み」 「5. 公正の確保と透明性の向上」にも記載していると おり、今後も透明性の向上に努めたいと考えています。	C

4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方(行革大綱)

NO	計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
(その他ご意見)				
10	意見	産業振興課を新設し、地元で若者が働けるようにしてもらいたい。また、産業振興課の職員は若い職員を配置し5年、10年先を見据えて進めてもらいたい。	産業振興については、本庁機能の効率化、強化により対応していけると考えています。	E
11	意見	食の安心安全を第1に考え、化学肥料に頼らず、生ゴミなどを堆肥にして農薬をしないで農作物が生産できるよう調査研究を進めてもらいたい。	今後の参考にさせていただきます。	E
12	意見	地球温暖化の対策のため、荒地を有効活用しエタノール生産工場の誘致を検討願いたい。	今後の参考にさせていただきます。	E
13	意見	今後、海洋資源の不足が問題となることから山間部農家の淡水魚養殖の検討。	今後の参考にさせていただきます。	E
14	意見	製麺産業について、国外への販路、時代にあった商品開発を行政が支援する必要があると感じる。	今後の参考にさせていただきます。	E
15	意見	組織の肥大化と思われるが、現在の議員定数の削減により行革はできると思う。	議員定数削減については、議会の判断でなされるものと考えます。	D
16	意見	島鉄路線の廃線について 長年愛着を持つ島鉄が南島原市で見れないということは、実に残念であり、何とか存続できないのか。	南島原市としては、H19.2.1に南島原市島原鉄道廃止問題対策本部を設置し、現在、善後策を検討しているところです。	E
17	意見	一つ一つ実現、実行し、1日も早く財政健全化してもらいたい。	今後、市民の皆さんと行政が一体となり財政健全化に取り組んでいきたいと考えていますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。	E

4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方(集中改革プラン)

NO	計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
1	2. 機構・組織の再編、整備 3. 定員管理及び給与等の適正化	絵に描いた餅のような感じがしています。具体的に数字や工程表をを作成して市民に見えるように示してほしい。	集中改革プラン(案)では、数値化できる項目については、具体的な数値を盛り込みながら年度別目標を定めています。	C
		職員の意識改革が大切だと思います。職員は市民の奉仕者として常に心に秘めておくべきです。	集中改革プラン(案)「4. 人材育成の推進」の中で、市役所内の研修や民間への派遣研修を計画しており、職員の意識改革に繋げていきたいと考えています。	B
		年功序列の配属ではなく、よい意味での職員間競争を促す組織体制が必要と感じます。(長にゴマするような行為は良くないと思います。)	集中改革プラン(案)「4. 人材育成の推進」の中で人事評価制度、管理職評価制度の導入を計画しており、職員の能力に応じた配属を可能にしていきたいと考えています。	B
		今までの行政は縦割りのであったので横断的な点も取り入れて効率を図るべきです。	各部署の連携を図りながら、市政運営に努めていきたいと考えています。	B
		現在、事業主が所得税の源泉徴収をしているが、県市民税も事業主にお願いして源泉徴収してもらったらどうか。	現在、県市民税については、特別徴収として事業主の方から雇用者の県市民税を納めていただく制度も行っています。特別徴収で納税いただける事業主の方については、税務課へお問合せ下さい。	C
2 意見		市長のリーダーシップを期待しています。	今後、市民の皆さんと行政が一体となり財政健全化に取り組んでいきたいと考えていますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。	E

「南島原市地域防災計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成19年2月1日(木) ～ 平成19年3月2日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
1 意見	場所によっては、防災無線の放送が聞取り困難な場所があり、再調査し、防災無線の増設（無線塔・戸別受信機）を検討願いたい。	今後の市防災無線整備計画の参考にさせていただきます。	E

「南島原市総合計画基本構想（原案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成19年10月5日(金) ～ 平成19年11月5日(月)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
1 意見	市の財政計画がもっと知りたいと思います。大変すばらしい総合計画と思いますが、これが紙に書いた餅になりませんようお願いします。	本市総合計画基本構想(10年間)の目標を達成するために、まちづくりの施策と実現のための方向性を8項目に分類し、特に前期5年間(H20～H24)につきましては、戦略的かつ重点的に推進する重点プロジェクト10項目を策定して、総合計画審議会委員皆様の意見を交えながら、取り組んでまいります。毎年度、各所管課において実施計画が策定されますが、具体的な事業を明らかにして、計画・実施・検証を行って進めてまいります。また、本市の財政計画につきましては、財政課と協議して他の方法(広報紙やホームページ)で提供できるように努力します。	E

「南島原市男女共同参画計画(原案)」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成19年11月 1日 (木) ~ 平成19年11月30日 (金)

2. 意見募集状況

1) 応募者数 2件

2) 意見件数 31件

3. 意見等への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	11
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考としたもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	5
D	反映が困難なもの	7
E	感情・感想・質問等に対する回答を行ったもの	8

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

(別添)

意見等の要旨とこれに対する市の考え方(男女共同参画)

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
(Ⅱ計画の基本的な考え方)				
1	1. 基本的視点	男女共同参画社会は、様々な支援のもと「能力」も、参画には障害にならないものとなるべきだと思う。	「能力や個性を応じて」を、「能力や個性を発揮し」に修正いたします。	A
2	1. 基本的視点	一人ひとりがジェンダーへの敏感な感覚をもち、是正していくことを促進しなければならない。また、「差異」の表記はいらぬ。	[1基本的視点]、「基本目標Ⅰ男女共同参画社会づくりに向けた意識改革」に掲載しているとおり、ジェンダーに敏感な視点を持ち、取り組みを推進していきたいと考えております。また、「性別や差異」については、「差異」の表記は削除いたします。	C・A
3	1. 基本的視点	女性は一段と劣っているもの(知らないもの)として考えるのではなく、みんなが同じ高さでつくりあげていこうということを強く訴えるべきである。	女性が劣っているものとして考えているのではなく、女性はこれまで政策決定などの機会を与えられる事が少なく、その能力を十分に発揮できる環境ではなかったと考えており、「基本目標Ⅱ政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画」に掲載している取り組みを、推進していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。	D
4	2. 基本理念	男女(とも)には、女男(とも)にならもつといい。	基本理念とするため、標語を募集して表記しておりますので、ご理解をお願いいたします。	D
5	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(学校では)	男女それぞれに個性があるのではなく一人ひとりに個性がある。 ○「女らしさ」「男らしさ」とらわれず、子どもの自主性と個性を尊重した教育が行われています。」を、「女らしさ～ とらわれず」を除いたほうがよい。	「女らしさ」「男らしさ」とらわれず」を除いたほうが良いとのご意見ですが、男女共同参画計画ですので、ここでの表記はこのままとしたいと考えております。	D
6	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(学校では)	○「発達段階に応じた授業や様々な活動を通して、男女がお互いの個性を尊重し、協力し合う子どもたちは育っています。」の「男女がお互い」は、「一人ひとりが」の表記がよい。	「発達段階に応じた授業や様々な活動を通して、一人ひとりの個性を尊重し、協力し合う子どもたちが育っています」の表記に修正いたします。	A

7	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(学校では)	○「育児や介護、ボランティア活動などを通して、男女がお互いの個性を尊重し、協力し合う子どもたちが育っています。」の「ボランティア活動などを」の表記はいらぬ。	今後ボランティア活動は推進すべき施策と考えておりますので、「育児や介護などの体験学習やボランティア活動などを通じて社会の一員として協力しあう態度が育まれています。」の表記に修正いたします。	A
8	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(学校では)	一番目の○と二番目の○ではちぐはぐと思われるので、二番目の○を「授業や様々な活動を通して、一人ひとりの個性を尊重し、協力し合う子ども達が育っています。」の表記にかえる。	「発達段階に応じた授業や様々な活動を通して、一人ひとりの個性を尊重し、協力し合う子どもたちが育っています」の表記に修正いたします。	A
9	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(学校では)	二番目の○と三番目の○は同様なことが書かれていることと、基本目標を達成するために、三番目の○を「いろいろな体験学習を通じて自立して自分らしく生きていこうとする態度が育まれています。」の表記にかえる。	できるだけ具体的な内容を表記したいと考えておりますので、「育児や介護などの体験学習やボランティア活動などを通じて社会の一員として協力しあう態度が育まれています。」の表記に修正いたします。	A
10	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(地域社会では)	二番目の○は、現実を見据えてのことだと思われるが、差別になっているので、「男女が対等な構成員として、男性だけでなく女性も地域の意思決定の場へ数多く参画し、活力ある社会づくりに貢献しています。」を、「男女が対等な構成員として地域の意思決定の場に数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。」の表記にかえる。	「男性だけでなく女性も」は削除した表記が適切であると考えられますので、「男女が対等な構成員として、地域の意思決定の場に数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています」の表記に修正いたします。	A
11	4. 目指す男女共同参画社会のすがた(地域社会では)	三番目の○のボランティア参加は別問題と思われるので、「子育てや介護に関する社会的な支援が充実し、明るく住みよい地域づくりが進められています。」の表記にかえる。	今後、市民等によるボランティア活動は推進すべき施策と考えておりますので、この表記はそのままいたします。	D
(Ⅲ計画の内容)				
12	基本目標Ⅰ(現状と課題)	男性が優遇されていると感じている割合が、本市は低いと分析されているが、P23の図表をみると、無回答とわからないの%が高く、必ずしも低いとはいえない。むしろ無回答が多いのが気になると思う。	1. 無回答等が多いとは思われますが、本市が低いと表記しているのは、県と比較したものであり、市において低いとは表記しておりませんので、ご理解をお願いいたします。	D
13	基本目標Ⅰ(施策の方向)	①用語については、後述しているので、途中、途中でのジェンダーについての説明はいらぬ。場所ごとに微妙に解説が違う。	①の「ジェンダー(社会的性別)」の表記は、「ジェンダー」の表記に修正いたします。	A

14	基本目標Ⅰ（施策の方向）	②具体的な施策が、あっさりしている。事業所に対しての具体的な活動ももりこむべきではないか。	「国や県などの情報収集及び情報発信」の表記を「国や県などの情報を収集し、市民や事業所等へ情報発信の推進」に修正いたします。	A
15	基本目標Ⅰ（施策の方向）	③には、職員研修・平等教育の分掌の設置・混合名簿の推進など」の表記を挿入してはどうか。	「職員研修」は、「学校教育・家庭における男女平等教育の推進」に盛り込まれていると考えております。「平等教育の分掌の設置・混合名簿の推進」につきましては、今後担当部署と検討を行いたいと考えております。	D・E
16	基本目標Ⅰ（施策の方向）	③基本目標を達成する達成するために、「混合名簿の推進」の表記を追加する。	③「混合名簿の推進」の表記につきましては、今後担当部署と検討を行いたいと考えております。	D
17	基本目標Ⅱ（施策の方向）	②「ポジティブ・アクション等の取り組み」の表記から、「クォーター制などの提起」と表記してはどうか。	今後の参考にさせていただきます。	E
18	基本目標Ⅲ（施策の方向）	①男女平等の推進という言葉はとらえにくい。不平等の是正であるべきではないか。まだ、平等とはいえないのだから。その状況を認めがたいものととらえ、なくしていくべき。	「重点目標3それぞれの環境における男女格差の是正」の中で“施策の方向”における「①男女平等の推進」ですので、不平等を是正するための「①男女平等の推進」と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。	E
19	基本目標Ⅲ（施策の方向）	④制度の周知とともに、とりやすい環境づくりが大切だと思う。	④育児・介護休業制度等の周知・啓発を推進していくことで、意識が変わり、取得しやすい環境づくりができてくるものと考えており、ここでの表記はこのままといたします。	E
20	基本目標Ⅳ（具体的な施策）	①女性に対するあらゆる暴力の相談窓口を整備すべきである。	①女性に対する暴力等の相談窓口は、「地域福祉課」に設置しております。今後、相談窓口の周知を図って行きたいと考えております。	C
21	基本目標Ⅳ（具体的な施策）	②適切な性教育はだれにとってどのように適切？ちょっと不安な言葉。リプロダクティブヘルス・ライツから考えると多くの課題について性教育は豊かに行われるべきと思うが。	②「適切な性教育の推進」の表記を、「発達段階に応じた性教育の推進」の表記に修正いたします。	A
22	基本目標Ⅳ（具体的な施策）	②「適切な性教育の推進」ではわかりにくいので、「自己決定できるような性教育の推進」の表記にかえる。	②「適切な性教育の推進」の表記を、「発達段階に応じた性教育の推進」の表記に修正いたします。	A

(IV計画の推進)				
23	3苦情、相談等に対する処理体制の推進	苦情処理・相談窓口は絶対に必要である。早期に設置するよう目標化してほしい。	男女共同参画に対する相談窓口は、「人権・男女共同参画室」に設置しております。今後、相談窓口の周知を図って行きたいと考えております。	C
24	3苦情、相談等に対する処理体制の推進	「関係団体等と連携しながら適切な対応に努めます。」を「関係団体と連携しながら、公平・信頼を得るために、行政から独立した第三者による苦情処理・相談機関を設けます」の表記にかえる。	今後の参考にさせていただきます。	E
(V 計画の進捗を図るための指標)				
25	計画の進捗を図るための指標	「男女共同参画社会」という用語の認知度のUPを図るとするのは、あまりに悠長ではないのか。「研修の実施(年〇回)」、「市だよりのコラム毎回掲載」などを表記してはどうか。	具体的施策につきましては、基本目標I「男女共同参画づくりに向けた意識改革」の「施策の方向」に掲載しております。目標値を定め用語の認知度を達成することは、より高い目標と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。	C
(参考資料)				
26	用語の解説	「性別による・・・」～もので、個性の伸長をさまたげる原因となっています。の表記にかえる。	用語解説でもあり、様々な解説があると考えますが、このままの掲載にご理解をお願いいたします。	E
(要望)				
27	要望	推進懇話会委員は、女性が半分以上を占めるようにしてほしい。	南島原市男女共同参画推進懇話会委員は、15名を委嘱しており、そのうち女性委員は9名となっております。	C
28	要望	推進懇話会委員には、弁護士・裁判官・介護認定審査委員などの有識者を入れてほしい。	今後の参考にさせていただきます。	E
29	要望	このような文書になれていないので、分かりにくいので、項目ごとに整理してほしい。	計画のダイジェスト版を作成いたし、全世帯に配布を予定しております。ご要望の件は、このダイジェスト版においてご理解いただけるものと考えております。	E

「南島原市一般廃棄物処理基本計画」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成20年2月1日 ～ 平成20年2月29日

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 2件
- 2) 意見件数 6件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	1
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	5

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画(案)の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
1 意見	生活排水・河川汚染・海域での水質改善・浄化での「OCエネルギー・エコリセット」の活用	OCエネルギー・エコリセット(微生物活性剤)は、商品名でありますので本計画に盛り込むことは出来ませんが、環境課で取り組む他の事業の参考にさせていただきます。	E
2 意見	家畜排泄物処理に関して既存処理施設での「OCエネルギー」の活用	家畜排泄物に関しては産業廃棄物でありますので、関係課に情報提供させていただきます。	E

3 意見	農地・干拓地の土壌改善・回復の為の「エコリセット」の活用	エコリセットは、商品名でありますので本計画に盛り込むことは出来ませんが、環境課が取り込む他事業の際の参考にさせていただきます。また、関係課に情報提供させていただきます。	E
4 意見	現在、南有馬衛生センターにて加津佐町から有家町までの浄化槽の清掃を管理されています。しかし、浄化槽清掃依頼に対して、清掃実施スピードが間に合わなく河川・海の水質汚濁原因になっている。	ご指摘された問題について、関係各機関より管内浄化槽からの河川、海を汚染しているとの報告は受けておりませんが、第5章P18の基本方針にありますとおり加津佐地区から有家地区の浄化槽清掃業等については、許可業者と直営の共存を検討することで、皆様方のご要望に沿いたいと考えております。	C
5 意見	合併浄化槽の設置に対する補助金だけでなく単独浄化槽から合併浄化槽への転換費用に対しても補助の対象にしていただきたい。	昨今の厳しい財政状況ではありますが、財政担当課と協議のうえ、可能な限り取り組みたいと考えております。	E
6 意見	水環境に一番いいとされている合併浄化槽設置者が浄化槽維持費に対し一番多くの経費を強いられている。よって、環境税を導入し、合併浄化槽設置・転換の補助金の基金としていただきたい。	近年、地方において環境税が導入されており、財源用途を環境対策にした目的税ということになっています。市内には下水道認可区域があり、許認可区域内では浄化槽設置の補助金は原則交付できないため、調整には多くの課題が残ります。環境税の導入は、困難かと思いますが、浄化槽設置整備事業補助金の更なる財源の確保に努めてまいります。	E

「南島原市バイオマスタウン構想（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成22年1月14日（木） ～ 平成22年2月12日（金）

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 2件
- 2) 意見件数 10件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	4
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	4
C	既に記載済み・対応済みのもの	0
D	反映が困難なもの	0
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	2

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

構想(素案) の該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
全体	○ 「バイオマス」という聞きなれない言葉だが、その利活用の内容は実に素晴らしいことだと感じる。地域の雇用創出や地球温暖化対策にもつながるので、本構想の実現を望む。	今後、国のバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議事務局により公表される(予定)「南島原市バイオマスタウン構想書」に基づき、バイオマス利活用の促進に取り組めます。	E
	○ 食品の廃棄物や不良な農作物などをエネルギーや肥料などに利活用することは、有効な事業である。	今後、国のバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議事務局により公表される(予定)「南島原市バイオマスタウン構想書」に基づき、バイオマス利活用の促進に取り組めます。	E
	○ バイオマス関連の工場を建設するにあたっては、市内に学校跡地や耕作放棄された農地、山林などがあるので、交通面で不便なもの、海上輸送などによりこれを克服し、市内での工場建設の推進を望む。	事業展開にあたって、考慮させていただきます。	B

<p>6. バイオマスタウン形成上の基本的な構想 (1) 地域のバイオマス利活用方法 3) 主なバイオマス利活用プロジェクト ②農産物残さの飼料化による耕畜連携の推進</p>	<p>○ 発酵処理は、臭気を持つので慎重に検討すべきではないか。</p> <p>○ ばれいしょは、季節性の農作物であり、発酵品はすぐ消費しないと傷むため、発酵処理では年間を通した安定供給ができないのではないか。</p> <p>○ 複数の飼料化プランを検討すべきではないか。</p>	<p>モデル事業、事業化可能性調査等の実施段階で検討させていただきます。</p> <p>6月程度の保管が可能であるとの情報を得ております。モデル事業、事業化可能性調査等の実施段階で検証したいと考えております。</p> <p>湿式処理（リキッドフィーディング）、油温減圧乾燥方式等の技術を加え、複数の技術による飼料化を進めるよう変更します。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>
<p>6. バイオマスタウン形成上の基本的な構想 (1) 地域のバイオマス利活用方法 3) 主なバイオマス利活用プロジェクト ⑥メタン発酵によるエネルギー回収と液肥製造</p>	<p>○ メタン発酵による発電は効率が悪く、メンテナンス経費が高いと聞かすが、ボイラーや焼却場の補助燃料利用も検討すべきではないか。</p> <p>○ 選果落ち、規格外は、飼料化すべきではないか。</p> <p>○ 一般家庭からの生ゴミをどの様に収集するのか。</p> <p>○ 液肥とたい肥の両方を検討すべきではないか。</p>	<p>「メタン発酵によるエネルギー回収と液肥製造」の利活用プロジェクトにおいては、「家畜排せつ物」、「食品廃棄物」、「し尿汚泥」及び「農作物残さ」を利活用の対象バイオマスとして想定しておりましたが、「家畜排せつ物」は「たい肥化」、「液肥化」し、「し尿汚泥」は「肥料化」、「土木・建設資材化」し、「農作物残さ」は「飼料化」して利活用することとし、また、「食品廃棄物」は、将来的な利活用に備えて、その方法の検討を進めるよう変更します。</p> <p>「農作物残さ」は、「飼料化」することに変更します。</p> <p>「食品廃棄物」は、将来的な利活用に備えて、その方法の検討を進めるよう変更し、この段階において検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>「メタン発酵によるエネルギー回収と液肥製造」の利活用プロジェクトにおいては、「家畜排せつ物」、「食品廃棄物」、「し尿汚泥」及び「農作物残さ」を利活用の対象バイオマスとして想定しておりましたが、「家畜排せつ物」は「たい肥化」、「液肥化」し、「し尿汚泥」は「肥料化」、「土木・建設資材化」し、「農作物残さ」は「飼料化」して利活用することとし、また、「食品廃棄物」は、将来的な利活用に備えてその方法の検討を進めるよう変更します。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>

「南島原市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【原案】」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成22年2月10日(水) ～ 平成22年2月26日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 7件
- 2) 意見件数 11件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	2
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	8

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方
(別添)

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方(次世代育成支援)

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
(第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状)				
1	2. 就労環境	育児休業を利用していない人の割合が高いと思うが、利用率が低調な理由を知るべきではないか。	次世代育成支援地域行動計画(案)「第3章 基本目標3 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために」にも関連の記載がありますが、育児休業を利用できるにもかかわらず取得しなかった理由としては、職場の状況や環境又は、個人の家庭の事情によるものと推測されます。 今後も子育てしやすい環境を確保するため、制度の普及啓発に努めてまいります。	E
2	3. 子育て支援サービス等の現状	民間運営の放課後児童クラブは多数あるが、市が運営しているものがないのは何故なのか。	合併前においても、公立の児童クラブは運営されておりました。 市においても、平成19年3月に策定した、行政改革大綱及び集中改革プランの「民間でできることは民間で」という民間活力導入の理念のもと民間での運営をお願いいたしております。	E
3	3. 子育て支援サービス等の現状	民間のクラブは利用料が高額で保護者の負担も大きいため、長期休暇期間だけでも安くて気軽に利用できる児童クラブがあってもよいのではないか。	今後も引き続き、行政改革大綱及び集中改革プランの「民間でできることは民間で」という民間活力導入の理念のもと民間での運営をお願いしてまいります。	D
(第3章 基本目標1 子どもが心豊かにたくましく育つことができるまちづくり)				
4	7. 障害児に対する支援充実のために	自分の子どもを障がい児と認識していない保護者の子どもへのケアやフォローの体制はどうなっているのか。 また、保育所等から依頼があった場合、専門家などが訪問することがあるのか。	特性のある子どもについては、保護者の気持ちに寄り添いながら、子育ての困り感や子どもの気になる行動に対し、子育ての支援として臨床心理士等の専門家による相談や専門機関の紹介を行っております。 また、お遊び教室やペアレントトレーニング等を通じて、子どもへの対応や子どもの特性の理解へ結びつくよう努めております。 なお、保育所等から相談があった場合は、保健師等が訪問し、関係機関と連携しながら対応を行っております。	E

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方(次世代育成支援)

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
5	7. 障がい児に対する支援充実のために	障がい児を受け入れる施設を増やすことがよいのか、現状の施設をより充実させることがよいのか検討する必要はないのか。	次世代育成支援地域行動計画(案)「第3章 基本目標1 7. 障害児に対する支援充実のために」において、評価指標と目標値を記載しておりますが、ここにおいては、保育所等の職員の資質向上などにより、障がい児を受け入れることが可能となる保育所等を増やすとする目標値を記載しております。 今後も、障がい児やその保護者が安心して利用できるような体制の整備を推進してまいります。	E
(第3章 基本目標2 保護者が安心と希望を持って子育てできるまちづくり)				
6	5. 子育て等に伴う経済的負担軽減のために	子育て用品をリサイクルすることはよい取り組みであるので、多くの市民が活用できるよう周知してもらいたい。	次世代育成支援地域行動計画(案)「第3章 基本目標2 5. 子育て等に伴う経済的負担軽減のために」に記載しているとおり、子育て用品のリサイクルの情報について、市のホームページや広報誌等を活用し、周知を図りたいと考えております。	C
(第4章 計画の実現のために)				
7	1. 子育ての社会化に向けた気運の醸成	計画の策定だけで満足せず、実現するために労力を費やしてほしい。	次世代育成支援後期地域行動計画(案)「第4章 計画の実現のために」に記載しているとおり、計画の策定だけにとどまらず、関係機関などと連携して、計画の着実な推進を図りたいと考えております。	C
(その他ご意見)				
8	意見	今後は、問題点を絞り、その項目への取り組みを重点的に実施することが必要ではないか。あれもこれも行おうとすると、結果的に何もできなくなるのではないか。	次世代育成支援後期地域行動計画(案)「第4章 計画の実現のために」の中で、計画の推進については、市次世代育成支援対策地域協議会において、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとしております。協議会での検討の際には、取り組みの参考とさせていただきます。	E
9	意見	少子化に関する行政の具体策もきちんと伝えないと、この計画を見ただけでは、どんなことをしているのか分からない。	行政の取り組みや具体策については、ホームページや広報誌等を通じて周知を図りたいと考えております。	E

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方(次世代育成支援)

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
10	意見	項目が多すぎて内容が広すぎる。また、全体を読んでも何が言いたいのか分かりにくかった。	計画のダイジェスト版を作成し、機会あるごとに周知を図りたいと考えております。	E
11	意見	理想的な子どもの像しか見えず、現実的ではないのではないか。	子どもの現状等については、昨年度のアンケートにより大まかな状況を把握をさせていただきました。その結果をもとに、基本理念や基本目標を設定いたしましたところ です。	E

**「南島原市景観計画（案）及び、南島原市景観条例(案)」(第2回)
への意見募集結果**

1. 意見募集期間

平成22年4月7日(水) ~ 平成22年5月7日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 4件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	2
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方
(別添)

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
1	南島原市景観計画(案) 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 1. 届出対象行為	送電線鉄塔について、従前と同等の高さや形態意匠による建て替えは、届出対象外としていただきたい。	・届出対象行為は、景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物または工作物等を定めており、建て替えの対象となる鉄塔の高さが15mを超える場合は、届出を行っていただく必要があります。	D
2		送電線鉄塔に関する公衆事故防止のための標識設置、電気事故防止のための営業防止設置等の外観の大きな変更とならない軽微な工事及び木竹の伐採は、届出対象行為に該当しないと判断してよいか。	・標識については、高さ15mを超えないものは届出の必要はありません。 ・軽微な工事など、通常望見できる外観の2分の1を超えない外観の変更は、届出の必要はありません。 ・送電線鉄塔等の保守等に必要の木竹の伐採は、届出対象行為の適用除外に該当するものとし、届出の必要はありません。(景観法施行令第八条第二号ホ「測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採」)	C
3		送電線鉄塔の従前と同等色での防錆塗装の塗り替えを行う場合は、届出行為に該当しないと判断してよいか。	・当該鉄塔が15mを超え、かつ、塗り替えを行う部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超える場合は、届出を行っていただく必要があります。	C
4	南島原市景観計画(案) 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 3. 届出行為に係る基準	送電線等の建設については、用地交渉状況、電気設備の技術基準の法令等によりルートや高さ等が限定されるので、ルート選定、高さなど配慮していただきたい。	・送電線等の建設に当たっては、届出行為に係る基準に配慮していただきたいと考えておりますが、これらの施設は市民の日常生活等に不可欠なものであり、また、各種基準、法令等の遵守が必要なことから、届出手続き等の中で、個別に協議をさせていただきたいと考えております。	B

「南島原市空き家等の適正管理に関する条例（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成25年1月11日(金) ～ 平成25年2月9日(土)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 3件
- 2) 意見件数 3件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	1
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
第6条	<p>隣接する空き家について、数回行政に訴えてきましたが、「個人の財産に関係することなので、行政は立ち入れない」と回答されました。</p> <p>しかし、庭に布団や冷蔵庫は放置され、草花のツルは道路まで伸び放題。(スクールゾーンでもあるし、交通量も多い)</p> <p>近くに住んでいる私は「白アリ対策」もしなければなりません。</p> <p>行政で強制的に撤去できるような措置を取り、かつ関係者からその費用を取れるような条例にして欲しい。</p>	<p>現行では、個人の財産等に対して行政は立ち入れない状況であるため、所有者等に対して、安全対策の措置のお願いをしています。</p> <p>本条例は、空き家等の適正な管理を求めるための助言、指導、勧告及び命令を規定し、さらに命令に従わない場合は、所有者等の氏名や所在を公表することで、所有者等の管理責任を強く促していることとするものであります。</p> <p>ご提案の行政で強制的に撤去（行政代執行）については、慎重な対応が必要であり、本条例中に規定することは考えておりません。</p>	D

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
追加（条文）	<p>該当する建物及び土地を市に譲渡(寄付)する場合は、その後は市が管理する。</p>	<p>その土地の有効利用や維持管理等の方策も含め、今後の研究課題といたします。</p>	B
意見	<p>市内の不動産会社の活用で事前に下記について仲介してもらい推進する。加えて移住促進策の一環に置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の貸出 ・売却 	<p>現在南島原市では、田舎暮らし推進事業として、空き家情報の収集や移住希望者への情報提供などを行っています。</p>	C

「南島原市再生可能エネルギー利活用ビジョン（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成25年2月5日(火) ～ 平成25年3月5日(火)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 3件
- 2) 意見件数 4件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	4
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	0
C	既に記載済み・対応済みのもの	0
D	反映が困難なもの	0
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	0

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
素案 (P53～P54) 第4章 4-2 バイオマ スエネルギー 導入モデル プロジェクト	特別臭いがきついただけの 鶏ふんだと思っていました が、思いの外、発電量があり、 驚きました。是非、実現して いただきたいと思います。	実現性を高めるため、九州内の 先進施設の調査を行い、施設規模 等について精査し、第4章の鶏ふ ん発電プロジェクトの【導入効果 等】を改めました。 今後、具体的な事業化の検討を 実施していきたいと考えます。	A

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
素案 (P47～P48) 第4章 4-1 太陽光発電導入モデルプロジェクト (2)メガソーラー導入プロ弱と	旧布津町ヘリポート跡地にメガソーラーを設置する場合、鉄塔の新設が必要となると思われるため、モデル事業にそのことを反映させてもらいたい。	ご指摘のとおり、素案に示した7.6メガワット相当の大規模なメガソーラーの場合、電圧7,000ボルトを超える特別高圧の区分となり、配電塔などの整備が必要となる場合があります。 また、当該地域の土地利用条件なども考慮して、旧布津町ヘリポート跡地に限定しないかたちで、整備や維持管理が比較的容易な1メガワット級のメガソーラーの導入モデルに修正しました。	A
素案 (P43～P58) 第4章	雇用創出の面も重要と考えることから、モデル事業を実施した場合の雇用効果等を示してもらいたい。	各モデル事業を実施した場合の経済波及効果を試算し、生産誘発額と併せて、就業者誘発数を雇用効果を、「再生可能エネルギー導入モデルによる経済波及効果等試算」として、参考資料2に掲載しました。	A
—	ごみ発電についても記載してもらいたい。	第3章の「再生可能エネルギーの賦存量の算定」の3-8.その他のエネルギー(3)において、ごみ発電の期待可採量を算定し、その概要を追記しました。 その算定の結果と、現在稼働している施設の整備費等から、モデル事業の検討を行いました。 その結果、エネルギーの創出という視点からは、今後の課題として整理することの結論に至り、第4章の4-4今後の検討課題等の(4)にその内容を追記しました。	A

「南島原市子ども・子育て支援事業計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成27年2月2日(月) ～ 平成27年3月4日(水)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
その他	<p>保育所入所のしおりでは、保育を利用できる期間として、「育児休業」は、「満1歳になる日の月末」までと定められている。</p> <p>1年以上の育児休業が取得できて、保育園にあずけずに、できるだけ長く家で子どもの世話をしたいと思う母親にとって、なぜこのような規定があるのか疑問に思う。</p> <p>育児休業中であれば、1歳までという制限を無くし、保育所への入所を認めて欲しい。</p>	<p>南島原市では、保育を利用できる期間として、「育児休業においては、満1歳になる日の月末まで」としております。</p> <p>これは、市内の子育て中の保護者において、育児休業の取得期間が1年未満であることが大半を占めていたこと、及び県下の他市においても、同様の取扱としている市があることからこのように取り決めております。</p> <p>今後は、育児休業取得期間が1年以上となる方も増加していることから、再度、近隣市等の状況を見ながら、その取扱について検討してまいります。</p> <p>しかし、未だに育児休業の取得</p>	E

		<p>が一部の事業所に限られることなどから、取得したくても育児休業が取得できない方も多く存在するなど、入所に関して公平な状況を保つためにも、これらを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。</p>	
--	--	--	--

「南島原市障害者計画及び障害福祉計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成27年2月9日(月) ～ 平成27年2月27日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 5件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	4

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
全体	計画の実施の具体的な表記がない。「いつ、どのような形で」を出してください。	<p>今回の計画は、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画である「障害者計画」と、その「障害者計画」の中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画にあたる3ヶ年の短期計画である「障害福祉計画」の2本建てとなっています。</p> <p>両計画は、平成27年度から実施となりますが、計画の実施については、第4章障がい福祉サービス等の事業量の見込みで記載しているとおおり、平成29年度の目標値を設定し、施設から地域へ、そして就労へ繋がるような支援を実施するために、各種福祉サービス事業や地域生活支援事業を計画的に実施する内容となっています。</p>	E
全体	計画策定委員会は、いつ、どこで行われたのですか。当事者の参加は当然の事と思いますが、団体だけでなく、もっと広く参加を呼びかけてください。	<p>今回の計画は、障害者基本法と障害者総合支援法に基づき作成される計画であります。策定にあたっては、「南島原市障害者計画等策定委員会設置要綱」に基づき、障がいに関わる障害者団体、保健医療関係者、社会福祉施設関係者、学識経験者、関係行政機関の職員など10名の委員を選任し、南島原市役所有家庁舎に於いて、平成26年11月27日に第1回目の会議を開催し、平成27年1月27日に第2回目の会議を開催しています。</p> <p>委員各位には、各分野を代表してそれぞれの立場から意見を頂き、その内容を基に、計画（素案）の追加・修正を行っています。</p> <p>各団体、組織からの代表者で委員会を構成する仕組みとなっているため、当事者の一般参加は予定していませんでしたが、今後の検討課題として協議させていただきます。</p>	E

<p>1 生活支援 (P21) (1)利用者本位の生活支援体制の整備</p> <p>8 差別の解消及び権利擁護の推進(P60) (1)障がい者を理由とする差別解消の推進 (※)障がい者差別解消法への対応</p>	<p>地域相談員について、個人電話で受けるのは、限界があります。相談を受ける体制をきちんと確保してください。</p>	<p>地域相談員に関しては、長崎県が平成 26 年 4 月 1 日に施行した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に明記されており、市が委託している身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員に委託できるようになっています。</p> <p>県が委託する地域相談員は、障がいのある人に対する差別に関する相談業務、また、市が委託する各障害者相談員は、地域生活を送る上での悩み事や困り事に関する相談業務であり、それぞれ関係機関と連携を図っていますが、どちらの相談員も個人委託であるため、対応には限界があると思います。県と協議し、どのような対策が講じられるか検討いたします。</p>	<p>E</p>
<p>5 生活環境(P46) (1)バリアフリー化</p>	<p>公共施設だけでなく、民間の店舗等のバリアフリー化を勧めてください。飲食店等に車イスが入れず、人づきあいに障りが生じています。</p>	<p>バリアフリー新法では、交通機関や道路、一定規模の建築物、公園などの公共施設については、バリアフリー化への適格が義務付けられていますが、小規模の民間店舗などに関しては、対象外であります。</p> <p>間口を広げたり、段差を無くすなどの行為に関しては、経費が伴うこととなりますが、市の支援が出来ない状況では、バリアフリー化を依頼することに止まるものと考えます。</p>	<p>E</p>
<p>5 生活環境から 8 差別の解消及び権利擁護の推進 (P46～P61)</p>	<p>この項目は、障害者が町づくりに参加できる大切な箇所です。計画の推進の際には多くの当事者を中心においてください。</p>	<p>障がいをお持ちの方々が社会生活を営む上で、物理的、社会的及び心理的な障壁をなくし、共生できる環境を整備するために、トイレ等の施設改修、手話通訳の充実、難聴者への災害情報 FAX 通報、障がい者との交流事業など、各種事業を実施しています。</p> <p>計画に基づく事業の実施に関しては、障がい者にとって、必要なサービスを必要な分だけ利用できるように周知を図ります。</p>	<p>B</p>

「南島原市高齢者福祉計画（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成27年2月9日(月) ～ 平成27年2月27日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 0件
- 2) 意見件数 2件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	2
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方（案）	対応 区分
	オアシスセンターの部屋使用無料化の要望	<p>原城オアシスセンターは、市教育委員会が社会教育施設として管理する施設であり、その使用料に関することを高齢者福祉計画に記載することは、適当でないと考えます。</p> <p>ただし、この施設が現に介護予防事業等の実施場所として利用されていることを踏まえ、今後の事業の実施にあたって所管部局の教育委員会と使用料について協議します。</p>	B

<p>P 2 2 第 6 期 介 護 保 険 事 業 計 画 について</p>	<p>地域密着型サービスの整備について、小学校統廃合後に空くこととなる学校敷地の活用の要望。</p>	<p>小学校の統廃合に伴う学校跡地の利活用方法については、可能な限り有効活用を前提とし、地元の意向を踏まえつつ、市の学校施設跡地利活用検討委員会で協議することとしており、また、地域密着型サービス事業者の公募段階での選定基準等の諸要件は、島原地域広域市町村圏組合の地域密着型サービス運営委員会で決定することとされております。従って、学校跡地の利活用方法を高齢者福祉計画において規定することは、これらの委員会での協議に影響を与えかねないことから、適当でないと考えます。</p> <p>ただし、学校跡地の利活用の一つとして、地域密着型サービス事業所等の福祉施設の整備も考えられることから、今後の事業の実施に当たって考慮いたします。</p>	<p>B</p>
---	--	--	----------

「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成27年9月15日(火) ～ 平成27年10月14日(水)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	1
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
50頁、58 頁	今、必要なのは、時代を越えて頑張っている地元企業に若者の若者に就労しようとする気持ちを後押しする事ではないか。地元企業への就職を促すため、企業紹介の場面や、就労者の支度金、就労祝い金等を支給してはどうか。地元企業も人手不足が解消され、企業活動が活発になり、利益を計上でき、結果的に、地元で税金として還元できる。そして人口が少しでも上向けば地域活性化にもなる。	<p>現在、市では、地元への新規就職者に対する新規就業者激励会を実施しているところです。</p> <p>今後、特に高校等卒業後の新卒者の市外・県外への流出を防ぎ、かつ、地元企業の活性化のために、新卒者の就職支援対策を強化していく必要があると考えております。</p> <p>総合戦略につきましても、当該関連施策の推進を図る旨の記載を追記いたします。</p>	A

「第10次南島原市交通安全計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成29年1月4日(水) ～ 平成29年2月3日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 3件
- 2) 意見件数 7件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	3
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	0
C	既に記載済み・対応済みのもの	3
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	0

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
P15 ケ	高齢者に対して免許証返納を促す家族会議を各家庭で行うよう指導・PRしてはどうか。	高齢者等に関する交通事故が増加している状況を考慮し、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備する。を追加	A
P14 カ	婦人の方の見切り発車が多く、市広報紙でも注意喚起してほしい。	効果的な広報の実施に「市の広報紙」を追加	A
P16 (1)	早朝や夕方薄暗いとき、ライトを点けていない車が非常に多いので、啓発運動を。	早朝、夕暮れ時などの早めの前照灯点灯の徹底 を追加	A
P14 エ	夜間の歩行者の反射ワッペン・ベルトの装着義務付けを条例とする。	記載あり。条例として義務付けるのは難しい。	C

	「どこでも横断」を可能にする ことを市の条例とする。	歩行者の横断については、道路交 通法第 12 条 1 項「横断の方法」及 び第 13 条「横断の禁止の場所」に 規定されるため、条例にはできな い。	D
P7 ウ及び P8 (3)	障害者（杖歩行者・車いす・ シルバーカー・ベビーカーを 含む）の通行安全のための道 路整備を図る。	P7 ウ・P8 (3) に記載あり。	C
P6	自転車利用者の交通ルール 指導を。	P6 に記載あり。	C

「南島原市公共施設等総合管理計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

平成29年2月9日(木) ～ 平成29年3月10日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	1
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
4.公共施設 等の維持管 理方針 （2）維持管 理・修繕・更 新等の実施 方針	施設の更新、改修時には、5年、10年先を見越したバリアフリー対策をお願いしたい。	意見を参考に、計画案の実施方針部分へ、反映させる。 「更新等機会を捉えながら、 <u>バリアフリー対応等の質的な向上</u> や、 <u>現在求められる機能への変更及び用途変更等を図る。</u> 」	A

南島原市自転車活用推進計画（案）に対する意見募集結果

1. 意見募集期間

令和元年 10 月 1 日（火） ～ 令和元年 10 月 31 日（木）

2. 意見等提出状況

応募者数 4 名

意見等件数 15 件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内容	件数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	1
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	3
C	既に記載済み・対応済のもの	9
D	反映が困難なもの	0
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	2

4. 意見等の要旨とこれに対する市の考え方

NO	該当箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
1	P37、P46	サイクリングロード利用者の予想される年齢層を考慮したとき、やはりその対象者は若年層に限られると思われます。住民の高齢化は全国的に起こっているわけですが、南島原市の将来の高齢化率を見越したときに、果たしてサイクリングロードのみにした場合、市民の健康にどれだけ貢献出来るでしょう。特定の限られた自転車愛好家のみを対象とした健康づくりのみならず、スペースに余裕がある場所によっては、軌道の片側に遊歩道或いはジョギングコースを併設するのはいかがでしょうか。	鉄道跡地は自転車歩行者専用道路として整備するため、自転車のみならず歩行者も利用することができます。したがって、ウォーキングやジョギングのコースとして日常的に利用することは可能です。	C
2	P37、P46	南島原市を含めた島原半島に自転車道を、ゆっくりでいいので、快適に欧米の自転車道等を参考にしながら、整備してください。	鉄道跡地は自転車歩行者専用道路として整備する方針です。今後、関係法令を遵守し、またご意見にもあるような事例等も参照しながら、関係機関と協議の上、整備を進めていきます。	C
3	P41	いい評判を作るためには、道路の管理をまめに行うことが必要ですが、いっそ小さな自転車ロードレースを行い、住民は応援して大会の前にはボランティアで掃除をする、でも楽しそうでいいかもしれ	自転車歩行者専用道路の利用者へのおもてなしのため、地域や団体、企業など市民総出で清掃や美化、景観演出等の環境美化活動を推進して	C

		ません。	いきます。	
4	P41	「施策3 自転車の安全利用及び自転車を活用した健康づくりの推進」を達成するためには、「自転車保有率 100%」を目指す取り組みも重要と思います。よって、「自転車購入の助成の検討」を掲げるのはどうでしょうか。また、保有までしなくても自転車に乗りたい人のために、合わせて「自転車を活用した健康増進の推進」の目的達成のためにも、来訪者視点ではなく市民視点でのレンタサイクルの検討を重要視すべきと思います。	本市の自転車の保有・利用の低い現状を考慮すると、自転車購入への助成や市民の利用しやすいレンタサイクル等の施策は自転車活用を推進する上で期待されるものと考えます。今後、ご意見も踏まえ施策としての有効性を検証、検討していきます。	B
5	P42、P44	島原湾の景色の良い海岸線に沿ってのサイクリングロードの整備は、市民の皆さんの健康づくりに寄与すると思われるので、大いに賛成します。市民の皆さんが、健康づくり或いは通勤などにも利用できるように、何時でも、何処からでも利用できるようにして頂きたい。少なくとも旧駅舎やホームの跡地にはサイクリングロードへの侵入口を設置されるのが望ましいと思います。	現在推進している健康ポイントづくり事業等の既存事業なども活用し、自転車を活用した健康増進・交流の取り組みを推進・支援していきます。旧駅舎やホーム等の鉄道遺産についても休憩・交流の場等として活用、整備し、また駐輪スペースやサイクルラックを整備することを検討していきます。	C
6	P43	ロコミも今はソーシャルネットワークの発達で、インフォメーションの大きな役割を担っています。道路沿いにちょっとしたいい感じのカフェとか憩いのスペースとかあれば、尚いいです。	自転車関連ホームページ、フェイスブックやインスタグラム等を整備し、自転車に関連するニュースやトピックス、地域の魅力等を発信するなどプロモーションを実施していく予定です。	C
7	P43	全国の自転車愛好家の方たちにレースに参加して貰うためには広報活動が欠かせません。	自転車関連ホームページ、フェイスブックやインスタグラム等を整備し、自転車に関連するニュースやトピックス、地域の魅力等を発信するなどプロモーションを実施していく予定です。	C
8	P44	「施策5 来訪者の受け入れ体制の構築推進と地域活性化」に島原市の文言がありますが、「鬼池港」の文言が無いのが物足りなさを感じます。施策には長期的施策と短期的施策がありますが、「鬼池港との連携」は重要かつ短期的施策だと思いません。	ご意見を踏まえ、「(略) 市内外のレンタサイクルの相互利用が可能なサービスを提供するため、島原市や天草市などの隣接市や事業者等と検討を進めます。」に修正いたします。	A
9	P45	島原鉄道線跡を中心とした自転車道路を作ることはいいと思います。ちょっとお出かけして、頑張って半島一周してみよう！と人が来ることから始まるのではないのでしょうか。自転車に乗っている人は活発で人生を楽しむことに積極的だと思います。	島原半島一周はもとより、天草地方や阿蘇地方等のサイクリングコースとの連携も考慮し、島原鉄道跡地の自転車歩行者専用道路の整備と広域的な自転車観光ルートの形成に向けた取り組みを進めていきます。	C
10	P44、P45	小さな自転車ロードレース大会は、小学生から参加可能みたいな感じだと応援する人は自分の親戚ではなくても、微笑ましくなるのではないのでしょうか。大会がある程度続いてきて、大会スタッフ	官民連携による地域の個性を活かしたスロー・サイクルイベント、世界遺産やジオパーク等の共通のテーマをもつ自治体と連携した広域サ	C

		<p>のノウハウが蓄積されてきたら、今度は大会を少しグレードアップするとかもいいですね。自転車だとマラソン大会より、広い範囲を見られて、市ののんびりとした雰囲気により味わってもらえると思います。</p>	<p>イクリングツアー、船旅を組み込んだサイクルイベントなどの実施について、今後、ご意見も踏まえ具体的な検討を進めていきます。</p>	
11	P44、P45	<p>①春：Bay-City Cycling Festa in Minamishimabara (案)：暖かい春の陽気に誘われて野の花も咲き誇る季節、島原湾の絶景を眺めながらの散策を兼ねたサイクリングをお祭りとして、例えば、「がまだすドーム「有家マリパーク」、「原城跡」を起点とした、「サイクリングフェスタ」を開催することを提案します。i) それぞれ 3 ヶ所の起点場所なら何処からでも参加出来る。ii) 出店を誘致する。iii) スタンプラリーを設定する (スタートは何処からでも良し!とする。例えば、「がまだすドーム」⇒「有家マリパーク」⇒「原城跡」⇒「有家マリパーク」⇒「がまだすドーム」、又は、「有家マリパーク」⇒「がまだすドーム」⇒「有家マリパーク」⇒「原城跡」⇒「有家マリパーク」など、出発地から後の 2 カ所を回って戻って来たら【5 点】とし、賞品を提供する。</p> <p>②秋：Sky-Hi Rocket Climb Race in Southern-Shimabara (案)：全国の本格的な自転車愛好家の皆さんに呼び掛け、有家マリパーク或いは旧有家駅周辺を出発点とし、海拔ゼロメートル地帯から青空と大海原が広がる俵石展望所まで、一気に駆け上がる過酷極まりない自転車レースを提案します。全国から参加して頂くことで、南島原市の知名度アップは勿論、観光や宿泊施設などへの多大な経済効果が見込まれます。i) 集合場所、休憩所、準備運動などは有家マリパークとし、出発地店は交通事情を勘案し、別途定めることにする。ii) 俵石展望所までは、平坦路が 1 カ所も無い、県道 132 号線の急な坂道をひたすら漕ぎ続けなければなりません。けれども、ゴールには休憩所が設けられ、飲み物、団子汁などで選手の皆さんをもてなすことが出来たら、とても喜ばれるでしょう。また、そこからの眺望も選手の皆さんの疲れを癒してくれるに違いありません。iii) 長くて急な上り坂ではありますが、俵石展望所までの途中、住宅地や耕作地が広がる両サイドには様々に工夫をこらした石垣がたくさんあるのに気が付きます。この石垣周辺を清掃・整備することで、新たな観光資源として活用出来ると思います。iv) ゴール地点で解散することになりますが、選手の皆さんが雲仙に回ったり島原方面に向かわれたりしても、下り坂を走りながら目にする、広い空と海の青さ、対岸に見える熊</p>	<p>官民連携による地域の個性を活かしたスロー・サイクルイベント、世界遺産やジオパーク等の共通のテーマをもつ自治体と連携した広域サイクリングツアー、船旅を組み込んだサイクルイベントなどの実施について、今後、ご意見も踏まえ具体的な検討を進めていきます。</p>	B

		本、宇土、天草の雄大な景観に、島原湾の美しさを再認識されるに違いありません。		
12	P44、 P45	全国の自転車愛好家の方たちを対象としたレースの運営費を賄うためには、ある程度高い参加費用を負担して頂く事になります。上位入賞者への賞品は当然ですが、参加賞として参加者全員に地元の農産物を差し上げれば、地域振興にも効果が見込まれます。	官民連携による地域の個性を活かしたスロー・サイクルイベント、世界遺産やジオパーク等の共通のテーマをもつ自治体と連携した広域サイクリングツアー、船旅を組み込んだサイクルイベントなどの実施について、今後、ご意見も踏まえ具体的な検討を進めていきます。	B
13	P44、 P45	自転車道が整備されたあかつきには、自転車レースを開通記念として、行います。島原半島だけで行うものと、九州一周を一週間ほどかけて行うものと規模を変えて行います。ツール・ド・フランスが目標です。そして現在アウトドア会社のモンベルが行っているシートゥーサミットと言うレースがあります。これは海をカヤックで渡り、自転車で走り、最後に山に登ります。雲仙を真ん中に持つ島原半島は素晴らしい開催地になると確信します。	官民連携による地域の個性を活かしたスロー・サイクルイベント、世界遺産やジオパーク等の共通のテーマをもつ自治体と連携した広域サイクリングツアー、船旅を組み込んだサイクルイベントなどの実施について、今後、ご意見も踏まえ具体的な検討を進めていきます。	C
14	—	円滑な車両通行のための道路整備：天草に繋がる口之津町から高速道路ICがある諫早市まで、南島原市の唯一の幹線道路は国道251号線です。大都会とは違い、市内の道路は車両も少なく普段の流れは比較的順調なのですが、時折、何の変哲もない交差点で渋滞が生じることがあります。それは信号のあるなしに拘わらず、右折車帯が設置されていないために起きる渋滞です。国道ゆえに、国交省や県との協議も必要でしょうが、右折帯の整備を望みます。	国道251号の右折レーンの整備に係るご意見については関係機関へお伝えします。	E
15	—	全国から自転車愛好家の方が参加されているレース最中に爆音器が鳴り響いては興ざめですし、不興を買うことになります。爆音器の使用は住民の平穏な生活環境を損なっています。住民の中には心臓病など病弱な方や騒音に弱い方もいれば、夜勤明けの方もおられるでしょう。レースの時期に限らず、市議会に諮り市の条例を制定して、爆音器の使用は一年を通して禁止すべきだと考えます。	爆音機に係るご意見については関係部署へお伝えします。	E

「南島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（案）」への

意見募集結果

1. 意見募集期間

令和元年11月1日（金）～ 令和元年11月29日（金）

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
P23 検討結果 一覧に記載 の「南有馬吉 川体育館」の 方向性、説明 について	南有馬吉川体育館は、地域住民にとって、永続的に必要不可欠な建物であるため、建物の存続を要望します。	今回ご意見をいただきました件については、計画を推進する中で地域の皆さまに十分な説明を行い、理解を得ながら進めていきたいと考えております。	B

「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和2年1月6日（月） ～ 令和2年2月5日（水）

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1人
- 2) 意見件数 4件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	4
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

戦略（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
1-4 定住、移住に対する取組	市有地は有効利用できずに荒れ地になっていないか？積極的に払い下げを行い、市民に有効利用してもらえばいい。旧有馬商業高校を含め廃校跡地を宅地造成して売却し、都会からの移住者を呼び込めばいい。島鉄跡地も切り売りすればいい。	市有地につきましては、利活用や払い下げを含め、適切な財産管理のあり方を検討してまいります。なお、有馬商業高校跡地や島原鉄道南線跡地は、これまでの検討結果を踏まえ、一体的な活用として引き続き事業を進めてまいります。	B
4-1-⑭防災体制の充実	防火水利が不足している自治会が多いのではないか？公共施設の敷地内に防火水槽をたくさん設置すればいい。有馬商業高校跡地や島鉄跡地の事業（サッカー場、サイクリングロード）を中止す	消防水利につきましては、集落や地元消防団の意見を聞きながら、地域の状況等も勘案し、計画的に確保・整備を進めてまいります。	B

	れば防火水槽はいくらでも設置できる。		
1-1 地場産業に対する取組 2-1 観光に対する取組	本市の基幹産業は農業である。農業で生活が成り立つよう、観光事業は程々にして農業政策に注力してはどうか？農業は必ず後継者もできる。	本市の強みを生かすことは大変重要であると考えます。世界遺産登録や農林漁業体験民泊などの観光分野も本市の強みの一つであり、他の地場産業と併せて引き続き注力してまいります。	B
全体	「気候非常事態宣言」、「SDGsの取組」について早急に対応されたい。	市として今後どのように実効性ある取組を展開できるか、検討・研究を重ねてまいりたいと考えております。	B

「第三次南島原市農業振興基本計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和2年2月14日(金) ～ 平成2年3月13日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1人
- 2) 意見件数 11件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	7
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	3
C	既に記載済み・対応済みのもの	0
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	0

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
6ページ	収益のある新規作物とあるが、 収益の高い新規作物 に変えたほうが良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
7ページ	認定農業者1,000件とあるが 農業経営改善計画の認定数1,000件 と変えたほうが良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
8ページ	個人の地位及び役割とあるが、 給料、就業時間、休暇などのゆとりの視点 からの項目を追加した方が良い。 基準に適合するとあるが、 適合し認証されたもの を付け加えたほうが良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。 ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A A

12 ページ	収益のある新規作物とあるが、 収益の 高い 新規作物に変えたほうが良い。 経営感覚に優れた経営体とあるが、 どのようにして育成し確保するのか 書き込んだ方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。 事業推進にあたり、考慮させていただきます。	A B
16 ページ	半官半民とあるが、行政や農協などの出資による地域農業振興公社等に変えたほうが良い。	事業推進にあたり、考慮させていただきます。	B
17 ページ	都市住民との交流促進によるとあるが、 交流等のグリーンツーリズム に変更した方が良い	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
19 ページ	高品質乳用牛の導入とあるが、 高能力牛 に変更し、 暑熱対策、衛生対策の徹底 や 乳房炎の防除、省力化 など文言を追加した方が良い。	事業推進にあたり、考慮させていただきます。	B
20 ページ	草地の刈払いとあるが、 掃除刈 に直した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
23 ページ	賃貸借の設定又は所有権の移転とあるが、具体的な方法として 交換分合 や 農道の再編整備 を追加した方が良い。	この事業は、市単独事業を説明したものです。ご理解をお願いします。 尚、交換分合や農道の再編整備は、補助対象となっております。	D

「南島原市障がい者計画、障がい福祉計画および障がい児福祉計画（素案）」
への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和3年2月1日（月）～ 令和3年2月26日（金）

2. 意見募集状況

1) 応募者数 1件

2) 意見件数 1件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み、対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の回答

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
なし	①県立島原特別支援学校小中部に通学するため、スクールバスを運行してほしい。 ②西有家地区の閉校した小学校を活用して、特別支援学校の分校を開校してほしい。	頂いたご意見（ご要望）は、県立特別支援学校を所管する県教育庁特別支援教育課へお伝えしました。 教育庁からは、貴重なご意見有難うございましたとのことでした。	E

「南島原市第4次行政改革大綱（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和3年2月1日(月) ～ 令和3年2月26日(金)

2. 意見募集状況

1) 応募者数 1件

2) 意見件数 4件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	0
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	0
C	既に記載済み・対応済みのもの	0
D	反映が困難なもの	4
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	0

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画(案)の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
—	① 不燃物置場までの道幅が狭く離合できない。持ち込みが面倒になり不法投棄が増加しないか心配。	<p>第4次行政改革大綱は、行政の組織や機能の改革、行政事務の効率化などをもって、経費削減や自主財源の確保を図り、人口減少社会に対応した持続可能な行政の構築を目的としていることから、意見の反映は困難と考えます。</p> <p>なお、提出された意見は各担当課と共有し、対応を検討します。</p> <p>【担当課】 意見①②⇒環境課 意見③⇒総務秘書課、商工振興課 意見④⇒管理課</p>	D
—	② 資源ごみストックヤードにいる資源ごみ監視指導員の仕事での私語が多いため、監督・指導をしてほしい。		D
—	③ テレビCMなど一部の市民のために税金を使うのではなく、ごみ処理や道路整備のような市民全体に関係のある事業に税金を使ってほしい。		D
—	④ 南島原市を活性化するには、道路網の整備が不可欠。地域高規格道路を最低でも、有家・西有家地区までは延ばしてほしい。		D

「南島原市過疎地域持続的発展計画（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和3年7月1日(木) ～ 令和3年7月30日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 3人
- 2) 意見件数 14件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	8
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	3
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	3
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
23 ページ 3 産業の振興 (オ)観光又はレ クレーション の振興	「又は」でなく以下で使われて いる「・」に統一した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いた します。	A
24 ページ 3 産業の振興 (1) 現況と問 題点 (ア) (農業)	家畜排泄物の不適切な処理に よるとあるが、家畜排泄物処理 法が施行されてから 20 数年 間、島原振興局、市農林課を中 心とした関係機関・団体の連携 により適切な処理の指導が徹 底されて来て一定の成果は上 がっているものと思われる。飼 養頭数規模拡大等に伴う処理 施設・機械の切り返しや曝気等 の能力不足により、排汁や悪臭 等が地域生活環境に影響を及 ぼすほか、経営規模拡大を志向 する酪農家や肉用牛生産農家 の生産拡大の制約要因にもな	ご意見を踏まえ表記を修正いた します。	A

	っている。など柔らかい表現に直した方が良い。		
24 ページ 3 産業の振興 (1) 現況と問題点 (ア) (農業)	環境保全型農業による土づくりとあるが、耕畜連携等による堆肥資源の過剰な地域から不足する地域への地域内循環利用により、土づくりや有機農業等、環境保全型農業の推進等に表現を直し、31 ページ (2) その対策 (ア) (農業)、⑦に組み入れたほうが良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
39 ページ (3) 計画 2 産業振興 (10) 過疎地域持続的発展特別事業第 1 次産業 家畜導入事業 必要性：	地域内留保を目指し、母牛群の整備増殖とあるが、地域内留保により母牛群の改良増殖に直した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
40 ページ 農産物ブランド化推進事業 内容：	市内の優良な農産物・農産加工品とあるが、市内の高品質な農産物・農産加工品に直した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
41 ページ 未来フロンティア推進事業 内容：	官民それぞれのメリットとあるが、官民それぞれの強みに直した方が良い。 未収期間とあるが未収穫期と「期」を挿入した方が良い。 経営感覚を持ったとあるが、経営感覚を持たない人はいない。 経営感覚に優れたと直した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正いたします。	A
48 ページ 農林業体験民宿施設整備事業 必要性：	観光客の滞在時間を延ばすことで消費額を増加とあるが、観光客の滞在期間を延ばすことで消費額を増加に直した方が良い。	本市を訪れる観光客の大半は日帰り観光客であるため、滞在時間の延長に向けて取り組みたいと考えていることから、「滞在時間」とさせていただきます。	D
56 ページ (2)その対策 (イ)(農道・林道)	ほ場と接続する道路に未整備の箇所とあるが、未整備に加えて地籍図で1.2メートルの幅員で存在するはずの赤道が両側から削られ狭くなり通行が困難となっているところがあるなど、耕作放棄地拡大の原因となっていると直した方が良い。	耕作放棄地拡大の解消に向け、事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とさせていただきます。	B

<p>118 ページ 事業計画 (令和 3 年度～ 令和 7 年度) 過疎地域持続 的発展特別事 業区分 2 産業振興 (10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 第 1 次産業 家畜導入事業</p>	<p>母牛群の整備増殖とあるが改良増殖に直した方が良い。</p>	<p>ご意見を踏まえ表記を修正いたします。</p>	<p>A</p>
<p>120 ページ 未来フロンテ ィア事業 内容：</p>	<p>官民それぞれのメリットとあるが、官民それぞれの強みに直した方が良い。 未収期間とあるが未収穫期と「期」を挿入した方が良い。 経営感覚を持ったとあるが、経営感覚を持たない人はいない。 経営感覚に優れたと直した方が良い。</p>	<p>ご意見を踏まえ表記を修正いたします。</p>	<p>A</p>
<p>—</p>	<p>自転車専用道路サイクリングロードに就いて 賑わいの拠点づくりについて 加津佐町より深江間の各駅跡を、如何に活用するか。 A)我が南島原市は、今馬鈴薯・いちご・レタス・ブロッコリー・西瓜・トマト等農産物が豊富で、又、実際に食して見れば味がとても好い。此の特産品を銘うって、各駅跡に簡易売店の設置を設け、市外からのサイクリング客に販売の方法は如何なものか。 B)北高のように特産品の果実のハウスバス停等を設置しているように、物真似ではないが、それに類似したハウス、それも極簡素な建物でも結構であり人目を引くようなもの。 C)無人販売でも結構。又、ジュースの自販機設置。此の利益は勿論市の財政に納金出来るように。 D)各町に各々銘品があると思います。特に、有家・西有家は</p>	<p>南島原市自転車・歩行者専用道路の具体的な周辺整備については、現在、検討を重ねているところです。 島鉄跡地旧駅舎の活用につきましても、関係各課で検討を行っていることから、頂きましたご意見を参考にさせていただきます。</p>	<p>B</p>

ソーメン。布津・深江は西瓜と畜産（牛・馬・豚）のPR等。

（加津佐町）風光明媚な白砂青松の町で、海水浴客で夏場は大変賑わう。特に、外国航路の海員が多く、広く海外の珍品が各家庭に眠っているので、出品出店してもらい、広く来客に展示即売等出来る。簡易ハウス、地場産物の新鮮作物の即売書等の設置を希望する。

（口之津）広く昔より諸外国との交流があり、港の街として温暖な街並みであり、昔計画された天草架橋の案もまだくすぶっている現状であり、実現はすぐではないだろうが、将来、架橋の夢は消えてないので、南島原市口ノ津との拠点を結ぶ長崎一口ノ津間の高速フェリー等計画されては如何なものか。南蛮渡来の地、口ノ津を拠点としては・・・

（南有馬）世界遺産となった原城の跡。市民全員が原城跡の観光と発展は願っている処である。文化庁の方も大変厳しいと思うが、今一度立ち直って如何に客を引き寄せるか。一度来た人は二度と訪れないと聞いているが、そういう事の無きよう、職員一同頭を駆使して頂き、良い案は無きか。我々市民もどうにかと言う考えを頭にずーっと入れておりますが、仲々得策が得られないのが実情です。話に依ると、マリア像の再現が出てますが、市側も良く検討されて取組を計られたらと思います。今一、原城の客の誘致には一考も二考も考えられ、大変勿体ない施設が（原城跡）淘汰されているような気がします。

（北有馬）日の江城の跡。原城と相広してPR活動が欲しい。諏訪の池のドルメン跡のPR等も。

(西有家) そーめんの街としては有名であり、味も大変美味しく自慢のソーメンになった。夏場でも結構国道端でそーめん流しの店舗を設置されて、客寄せして街を賑わせるように計画されては如何かな。山の中の川に設置しなくても客が立ち寄りやすい場所を設けて、そーめん流しの一大イベントで賑わうと思う。

(有家) 梨・果実・そーめん・酒・各々銘産品があり、今大型店が有家に集中していて来客数も多数増加して市内一の賑わい。人口流入があり、賑を呈している。ハマンコラの広場が今勿体ない。人口浜の再現を考えたら。

(布津) 農産物・海産物・畜産が盛んであり、特に西瓜等品質の良い青果で実績があるようです。わかめの養殖等盛んであり、PRを大々的にされて広く県外に産出されるよう期待したい。

(深江) 養殖業。畜産業・農業・漁業が盛んであり、街並みも島原市に近いので賑わいを見せている。サイクリングロードの始発・終点でもあり、加津佐一深江間の往来も将来盛んになると思われる。

加津佐一深江間には各町のそれぞれの特産品があるので、その利点を生かし、旧駅跡に先に記述したように、無人の販売店でも良いし、希望の人がおりましたら、友人売店でも結構賑わいを見せるのではないかと。自販機設置は、各メーカーに折衝して市が利益の出るようなメーカーとの取計をすること。

以上
私案ですが、前述致しました通り色々貴職に於かれましても私案があられるものと思えます。レンタル用に二人乗り、三

	人乗り、色々と車種もあると思います。具案でありましたが、参考になれば幸甚です。		
—	<p>B & G加津佐に就いて</p> <p>現在、B & G施設は加津佐と西有家に建設されており、青少年が現在施設を利用しており、評判もいいようです。然し、一般人から見れば施設があってももう少し全般的に視野を広げて、広く若人を呼び込めるような施設が欲しい。</p> <p>それは、今迄にいろいろ制限があり、モーターボートの乗り入れ禁止とか、レジャーボートの乗り入れ禁止・・・etc。色々規制されていて、あまりにも簡易な水上競技の海のレジャー施設になっており、水上スキーの乗り入れ許可とか、折角シーレーンも設置されているので、モーターボートの乗り入れ可能とか、クルーザーの乗り入れ（赤ブイ道）等海上レジャーをもう少し大巾に規制を緩和して誰でもが、加津佐の海岸で楽しく過ごせるような環境を作り上げていきたいものと思っております。現に、遊泳地区・赤ブイ道となっており、それ以内での遊泳は危険なことではないので、実現されるよう要望します。</p>	<p>加津佐 B & G 海洋センター艇庫におけるモーターボート等の乗り入れについては、南島原市海水浴場条例第 7 条第 2 項において、「モーターボート等機関を用いて推進する船舶が、遊泳者に対し、危害を与えるおそれのある水域で航行する行為をしてはならない」とされていることから、現時点ではご提案内容の実現は困難です。</p> <p>今後も引き続き、マリンスポーツや自然体験を通じて、地域の活性化に寄与する取り組みを行って参ります。</p>	D
—	<p>どうやってブランド化を進めていくかが示されていない。SDG s や過疎化対策、地域活性化に有効と思われる取り組みを実施してほしい。</p>	<p>ご提案いただきました視点を参考にさせていただきます。</p>	B
—	<p>堂崎港埋立地に、老若男女が楽しめ、車で行くことが出来る、環境に配慮した自然の森公園を作って欲しい。</p>	<p>堂崎港埋立地については、県の利用計画において、『流通施設用地』及び『業務施設用地』として計画されており、ご提案いただきました堂崎港埋立地における「自然の森公園」の実現は困難と考えますが、他の地域で検討を進めております。</p>	D

「第11次南島原市交通安全計画（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和4年1月17日(月) ～ 令和4年2月16日(水)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 2件
- 2) 意見件数 5件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	0
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	2
C	既に記載済み・対応済みのもの	3
D	反映が困難なもの	0
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	0

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
P8 (2) ア	具体的な安全推進施策に優先順番をつけ、年次別実施計画を示すべきではないか。	本計画を基に、すでに取り組んでいる事業を拡充するなど、実施計画についても検討していきます。	B
	標識による車両の進入やスピードの制限など、歩行者の防護柵や区画線等の整備が急がれる。安全に車を交わせる退避エリアの設置など具体的な対策が必要である。	P8 (2) ア 事故危険箇所対策の推進 に記載あり。	C
P1	第3節(1)および(5)を重点的に、年次別実施計画を作成し、具体的に行動を起こす時期に来ていると思われる。	本計画を基に、すでに取り組んでいる事業を拡充するなど、実施計画についても検討していきます。	B

P10 2	PDCA サイクルなどで、反省評価しながら交通安全計画を目に見える形で推進していくことが必要である。	P20 8 調査研究の充実 に記載あり。	C
P8 (2)	大型車との離合がむずかしいせまい道路が有るがこれらの道路は交通規制し大型車両の通行禁止をすべき。	P8 (2) ア 事故危険箇所対策の推進 に記載あり。	C

「南島原市農村環境計画（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和4年2月1日（火） ～ 令和4年2月21日（月）

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 8件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて案を補修修正、又は追加記載したもの	5
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	2

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方 (別紙)

4.意見の要旨とこれに対する考え方

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する考え方	対応区分
1	4.計画期間	本計画の期間は、特に定めず、社会経済状況の変化に応じて見直しすることとする。とあるが作成する計画の成果を上げ、南島原市の農業・農村を活性化し発展させてゆくためには、計画期間を定め実施計画を作成し、年次別に具体的な達成目標を定めて、定期的に反省評価することが必要である。目標を達成できなければそれはなぜなのか、どうすればできるのか、PDCAサイクルを踏み、課題解決志向で取り組むことが必要である。農村環境計画が「絵に描いた餅」になってはならない。	本計画は、農業農村整備事業を総合的・効率的に実施するための環境保全の目標や、目標達成のために必要な基本方針及び対応方針を定めることを目的としたもので、環境保全の目標や基本方針の見直しが必要な社会経済状況の変化が生じた際に計画の改正を行うこととしました。	D
2	4. 現況特性と課題課 (3)生産環境	農業振興と農村振興の用語の使い方に錯誤があるように思われる。 現況特性の【深江・布津地区】都市と農業者との交流は農業振興の一面も無いわけではないが、都市との交流や住宅地の整備は農村振興である。	ご意見を踏まえ表記を修正致します。	A
3	1. 基本方針・基本目標・施策 (3)生産環境	棚田・段々畑が多いとあるが、棚田・段々畑が多い「ほか圃場が分散錯圃でひと区画が小さいため、作業の方向転換用の枕地の面積割合が相対的に高くなり転換回数が増加するなどして、導入された耕起・整地用の高性能トラクタ・作業機等の能力が十分に発揮できず作業効率が悪くなり、減価償却費、動力光熱費、支払利息などの経営費がかさみ収益性が低下する」を追加した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正致します。	A
4	(3)生産環境 [課題]	少子高齢化とあるが「と後継者不足による」を追加した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正致します。	A
5		維持管理が不足とあるが「維持管理が難しくなっている」と直した方が良い	ご意見を踏まえ表記を修正致します。	A
6		環境負荷が発生するとあるが、作物を栽培し始めた時点で環境負荷はすでに発生している。「環境負荷が大きくなる」と直した方が良い。	ご意見を踏まえ表記を修正致します。	A

4.意見の要旨とこれに対する考え方

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する考え方	対応区分
7	<p>2)農業にかかる労力軽減の環境整備</p> <p>a. 農道・用水路の整備と維持</p> <p>b. 農地整備</p> <p>c. 農地の集積・集約化</p>	<p>農業にかかる労力を軽減するために、農道の整備・用水路の整備・改良を行い・・・</p> <p>本市は平たん地が少なく、農地の大部分は棚田や段々畑といった・・・</p> <p>農業経営の効率化を図るため、・・・農地保有の合理化と有効活用を推進する等とあるが、高性能トラクタの効率利用等による土地利用型農業の振興のためには、家族経営を継続するにせよ、農事組合や会社法人化等により企業的な経営を推進するにせよ、道府県等の先進的な取り組み事例が参考になると思われる。「作業効率を上げ生産性や収益性の向上を図るためには、農地保有の合理化や交換分合等による農地の集団化に加え、層厚調整・均平等の併用により、等高線に沿って降雨に伴う土壌の流亡が軽減可能な長方形の圃場へ土地基盤を再編整備改善するほか、圃場への引き込み道路である地籍図にある幅1.2mの赤道や、引込み道路がない20cm程度の田んぼのあぜ道等を、トラクタや作業機が安全に出入り可能な副員に拡張する等の大胆な発想の転換と実行が必要である」。小型でもエアコン、キャビン付きのトラクタで耕起や管理作業が可能な圃場区画や道路網の造成・整備を進めることが必要と思われる。そうすれば耕起・整地作業・防除等のスマート農業も可能となる。施設利用型の農業を展開する場合はこの限りではない。</p> <p>腰をかがめ、額に汗してひたすらに頑張る農業経営者像だけでは、新規参入希望者や新規就農予定者、農業生産法人への就職、Uターン、Iターン等を考えている現代の若者の心に響かない。ゆとりがあり目標とする所得の確保が可能な経営体へ成長・発展させる市の支援を強化すべきである。費用対効果や事業効果等を評価しながら県や国の補助事業なども活用して基盤整備と土地改良を進め、経営改善をサポートするのである。宅地並み課税の強化に舵を切るにせよ、具体的な対策を打たず、放置するだけでは耕作放棄地が増え田畑は荒れてゆくだけである。</p>	<p>今後の取組に際しての、貴重なご意見とさせていただきます。</p>	E

4.意見の要旨とこれに対する考え方

NO	計画(案)の該当箇所	意見の要旨	意見に対する考え方	対応区分
		<p>蛇足であるがほかの困っている人達にも参考になると思うので、耕作放棄をせざるを得ない私の実態を記しておきたい。過去に農業委員会から、畑を荒らしたままにしておく、宅地並み課税をする旨の通知文を頂いたことがある。それは大変だと、市議会議員にご紹介いただいて農林課や農業委員会に今後の実現可能な対応策について相談したが、いろいろと難しい対応が必要なようだった。法務局へ行って地籍図を閲覧すると、作業用の引込み道路として1.2mの赤道があることを教えていただいた。再度、市議会議員を通じて我が家の2筆の畑の赤道を作業道路として使えるように何とかしてほしい旨お願いしたところ、担当課長と担当者に現場においていただき、現況のご確認をして頂いた。</p> <p>後日、土建業者の担当者がおいでになり、関係する農家の3戸以上で整備が必要な引込み道路の利用組合を作り、市役所に補助申請すると予算があれば事業費の8割の補助金が頂ける道があることと、安全に出入りするためには道路の幅員は最低でも2mが必要で1.2mを超える部分の土地代の自己負担が必要なこと等をご教示いただいた。個人情報保護の課題があり連絡先が分からずその後進展せず眠ったままである。田でも同じような問題が残されている。亡くなった親父は、引込み道路がなく、コンクリートで整備されてはいるが20cm程度しかない狭隘なあぜ道を使いながら、耕運機やトラクタ等の高性能機械で耕起が出来ないから鋤で高畦を作り、植え付けからヒエ抜き、防除等の管理作業や、収穫調製まで人力で行っていた過去の実態がある。高齢化し重作業に体力の限界を感じて耕作放棄をすることとなったようだ。</p> <p>それでも今は、畑地は年に一度はシルバー人材センタにお願いし草刈りをするほか、グリホサート系の除草剤などで処理することになっているため管理費はかかる。収益は上がらないため経営収支は毎年赤字である。</p> <p>また、耕作放棄をせざるを得ないいずれの圃場も、現況地目としては明らかに原野と思われるが、固定資産税などの台帳地目は、「田」「畑」で課税されている。</p> <p>農業者、関係機関・団体と連携を図りながら、農業委員や農地利用適正化推進委員の方々にもご活躍頂いて、市が中心となり耕地台帳を整備するなどして、集団化に向けて交換分合などの取り組みをリードするべき時期に来ていると思われる。耕作放棄地がなくなり輝く大地がよみがえることを心から祈っている。</p>		
8	5)農業と環境の共存 c. グリーンツーリズムの推進	<p>グリーンツーリズムという言葉は、英国のルーラルツーリズムに倣って農林水産省が作った、都市と農村の交流を意味する造語である。(3)生産拡大1)農業の振興a.都市との交流拡大は、農村振興であり「グリーンツーリズムの推進」の下に並べたほうが良い。</p>	<p>「5)農業と観光の共存」と表記すべきところを誤って「農業と”環境”の共存」と表記していましたので、修正を行います。内容としましては、計画(案)どおり表記させていただきます。</p>	E

「南島原市商工振興計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和4年2月7日(月) ～ 令和4年2月28日(月)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 2件
- 2) 意見件数 4件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	1
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	2
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
36 ページ 基本施策（4） 経済対策	商工振興部と言う名に負けない様に市内の商工振興に大いに寄与する様な施策をやってほしい。 今現在はコロナ騒動でいろんな業界が多大の影響を受けて販売に大打撃を受けている現状だ。コロナ対策の支援策をやってほしい。	現在もコロナに関する支援策を行っておりますが、いただきましたご意見も踏まえて、現在の状況とアフターコロナを見据えた取り組みを計画していきます。	B
30 ページ 主要施策④ 産地づくり	島原手延べそうめんの付加価値を向上させるためにとあるが、南島原産の手延べそうめんを絞りに絞りを絞込んで差別化を図った方が良い。何年か前に、島原外港フェリーターミナルで北海道や東北、	南島原産小麦を使用した美味しい質の高い手延べそうめんを商品化し、産地を代表する商品としてその特徴をしっかりと PR していくことで、付加価値向上を図っていきます。	E

	<p>関東、中部地方等へのお土産としてそうめんを買おうとしたところ、郷土を愛する業者の売り子の方が島原方面で栽培した小麦で作ったそうめんと言って販売されておられた。どこで生産されているのか見に行きたいと尋ねたが返答はなかった。「地場産小麦の栽培とその小麦を使用した新たなそうめんを生産するための体制づくりに取り組む」とあり農村・農業振興にもつながり大変すばらしい取り組みだと感動している。地場で製造されているそうめんの製麺適性にあった小麦の育種や栽培管理の実証展示、規格の統一にはかなりの期間を要するものと思われる。</p>		
<p>31 ページ 実施スケジュール N02. そうめん小麦生産事業</p>	<p>計画実施年度を見るとR4, R5の2年となっているが、ブランド確立するためには、せめて5年、財政的に可能ならば10年くらいの継続的な支援が必要である。</p>	<p>そうめん小麦生産事業については、R5に一度事業内容の見直しを行います。その後も引き続き事業を継続していく予定です。</p>	<p>A</p>
<p>33 ページ 主要施策③ 6次産業化への支援施策、 中小企業ステップアップ支援事業</p>	<p>生産と加工・販売を一体的に実施する6次産業化について、加工・販売施設等の設備や販路拡大など事業拡大への取り組みを支援し、地元の農林水産業の付加価値を高めます。とあるが、実施スケジュールに、ステップアップ事業のNO.、事業名、計画実施年度が抜け落ちていると思う。これも、農漁村・農業振興につながり将来は地域の雇用の場の確保にも発展する可能性を持った事業だと思われる。実施スケジ</p>	<p>実施スケジュールについては、各主要施策ともその中でも今後注力すべき事業を抜き出しております。中小企業ステップアップ支援事業につきましては、現在も支援を行っており、今後も継続して支援を行う予定ですので、ご指摘のアフターフォローも実施しながら6次産業化を推進していきます。</p>	<p>B</p>

	<p>ールの計画実施年度を明示すべきである。火をつけたら風を送る。目が出たら水や肥料を送る等のアフターフォローが必要である。</p>		
--	--	--	--

「南島原市公共施設等総合管理計画改訂版（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和4年2月28日(月) ～ 令和4年3月22日(火)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 2件
- 2) 意見件数 3件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	2
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の 当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
全体	<p><u>懸念点</u></p> <p>【1】縮減時にも財政支出は必要となる（施設解体費用など）</p> <p>【2】複合化で、それまで提供されていたサービスを受益するために複合化された施設までの移動距離が増加する。</p> <p>これらの懸念点を低減するために下記を検討いただければうれしいです。</p> <p><u>対処策</u></p> <p>「縮減が決定した施設を市内外の民間事業者を使用させる」という案です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用料は無料 ●その代わり以下は民間事業 	建物の無償譲渡になるかと思われませんが、1つの対応策として考慮させていただきます。	B

	<p>者に全額負担させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な施設解体までの【維持費】 ・最終的な施設解体までの【改修費】 ・最終的な【施設解体費】 <p>対処策の利点</p> <p>【1】市の新たな財政支出不要で施設解体が可能となる。</p> <p>【2】施設の構造上、それまで市が提供していたサービスと類似するサービスを市民が利用可能となりうる。</p>		
全体	<p>いつまでに対象施設を評価、継続・廃止等を決めるのかといったスケジュールが定められていない。スケジュールを決めることが先決である。</p> <p>そのためには、各施設の現在の状況（利用状況、維持管理経費（人件費を含む）、利用料金収入）などについて、具体的に示すことが必要である。</p>	<p>本計画の下位計画にあたる「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」により策定当初の2017（H29）年度から2026（R8）年度までの10年間を第1期として、個別施設の具体的な整備計画を策定しています。以後10年毎に第2～4期として具体的な整備計画を策定します。</p>	E
全体	<p>もはや、人口減少、少子高齢化、緊縮財政運営は誰しも認めるところであり、避けることはできない。計画案の前段部分はもっと簡略化すべきである。</p> <p>すべての対象施設（学校とインフラ施設を除く）ごとに、利用者（市民）、市、議会、学識者等のメンバーが、公開の場でレビューを行い、施設の継続、廃止等を評価することが必要である。</p> <p>なお、歴史的価値が認められる建物等については、利用促進等にかかる今後の取り組み等について具体的に示す必要がある。</p>	<p>今後の事業推進及び計画の見直しにあたり、考慮させていただきます。</p>	B